

## 服装・身だしなみ・マナーに関する規則

学校生活においては、卒業後の進路実現（入試・面接など）に向けて、日常からTPOを意識した、清潔感のある服装・身だしなみ・マナーを自分で考えること。特に、制服と私服の区別をつけること。また、健康・時間・持ち物などの自己管理を徹底して、学校生活をとおして共学・共生の精神を身に付けること。

### 1. 服装

服装は常に清潔にして、端正・質素であること。

#### ・男子制服

- 〔冬用〕 ①本校指定のブレザー、スラックス、ネクタイを着用し、ブレザーの下には本校指定のカッターシャツを着用すること。
- ②ブレザーの下にセーター、ベストの着用を認めるが、いずれも本校指定のものとする。
- ③靴下はくるぶしの隠れる白・黒・紺・グレーの無地とし、ルーズソックス（過度に厚手・長尺のもの）あるいは装飾を目的とした靴下の着用は禁止する。
- 〔夏用〕 ①本校指定のスラックス、カッターシャツ、ネクタイを着用すること。
- ②セーター、ベストの着用を認めるが、いずれも本校指定のものとする。
- ③靴下はくるぶしの隠れる白・黒・紺・グレーの無地とし、ルーズソックス（過度に厚手・長尺のもの）あるいは装飾を目的とした靴下の着用は禁止する。
- ④肌着の色は白（ワンポイントのみ可）とし、カッターシャツをスラックスの外に出さないこと。

#### ・女子制服

- 〔冬用〕 ①本校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、リボンまたはネクタイを着用し、ブレザーの下には本校指定のブラウスを着用すること。スカート着用時の靴下は、くるぶしの隠れる白・黒・紺・グレーの無地とし、ルーズソックス（過度に厚手・長尺のもの）あるいは装飾を目的とした靴下の着用は禁止する。
- ②ブレザーの下にセーター、ベストの着用を認めるが、いずれも本校指定のものとする。
- ③防寒用として黒色（肌のすけないもの）のストッキングタイツの着用を認める。ストッキングタイツの上に重ねて靴下を着用する場合は、くるぶしの隠れる白・黒・紺・グレーの無地とし、ルーズソックス（過度に厚手・長尺のもの）あるいは装飾を目的とした靴下の着用は禁止する。
- 〔夏用〕 ①本校指定のスカートまたはスラックス、ブラウス、リボンまたはネクタイを着用すること。スカート着用時靴下は、くるぶしの隠れる白・黒・紺・グレーの無地とし、ルーズソックス（過度に厚手・長尺のもの）あるいは装飾を目的とした靴下の着用は禁止する。
- ②セーター、ベストの着用を認めるが、いずれも本校指定のものとする。
- ③肌着の色は、白・黒・紺・グレー・ベージュの無地とし、ブラウスをスカートの外に

出さないこと。

[共通] スカートは購入時の長さとし、加工(ウエストで折り返す等)して巻き上げたり、下げたりしないこと。

#### \*クールビズ期間について

5月1日～10月31日はクールビズ期間とし、夏服の着用を認める。この期間は、ネクタイ、リボンを外してもよい。この場合、第1ボタンのみ外してもよいこととする。なお、ネクタイ、リボンを着用する場合は、必ず第1ボタンを留めることとする。また、クールビズ期間にあっても、式典(始業式、終業式)においては、必ずネクタイ、リボンを着用することとする。

## 2. 頭 髪

定期的に頭髪検査をし、注意・指導を受けた場合は、直ちに改善すること。改善せずに登校した場合は、即下校させることがある。

①パーマ、そり込み、カール、脱色、毛染め、つけ毛(エクステ)など手を加えないこと。

②前髪が長く目にかかる場合は、ピンで留めてもよい。

③頭の上部でくくるとことや髪を編み込む等のファッション性の強い髪型や異様な髪型にしないこと。

④髪留め(黒・紺・茶のアメピンのみ可とする)、髪飾り等(カチューシャ・クリップなど)の使用は禁止。くくる場合は黒、紺、こげ茶のゴムで1つ、または2つに結ぶ。

## 3. 校 章

ブレザーのフラワーホールに付けること。

## 4. 通学靴

黒一色の皮製のローファーとし、デザインの質素な通学にふさわしいものとする。バックスキン・エナメルを塗ったものや高ヒール・装飾品などのついたものは禁止とする。

## 5. 校舎内用シューズ

本校指定のもので、自分の所属する学年の色(赤・青・緑)のものとする。

## 6. 体育実技の服装

上下体操服(夏冬用)は本校指定のものとする。

## 7. 運動靴(グラウンド用)

体育実技に使えるものとし、特に指定はしない。

## 8. 体育館用シューズ

本校指定のもので、自分の所属する学年の色(赤・青・緑)のものとする。

ただし、体育館内以外での使用は認めない。

## 9. カバン

本校指定の制カバンとする。

また、制カバンと併用してサブバッグが必要なときは、本校指定(本校で販売)のものを使用すること。さらに、日・祝祭日と休業中(終業式後～始業式前)のクラブ活動に限り、サブバッグ(クラブ指定のバッグを含む)と制カバンのどちらかでの登校を認める。ただし、平日であっても特定のクラブについては、練習のためのクラブ指定のバッグでの登校を認める。カバンにマスコッ

トをつける場合、一個とする。

#### 10. 化粧

口紅、マニキュア、眉墨、アイプチなどを使った化粧はしないこと。色の付いたリップクリームなどは禁止。爪は短く切り整えること。

#### 11. 装身具

ネックレス、指輪、ピアスなどの装身具類はつけてはならない。

#### 12. 防寒具（上着）

着用する場合は本校指定のものに加え、私物、クラブ指定の物とする。

ただし、私物を使用する場合は黒色、無地のもの（10 cm×10 cm以下のワンポイントのみ可）とし、フードや装飾品（ファーやアクセサリーなど）のついていないものとする。スエットやジャージは認めない。クラブ指定の物については学校名が明記されているものとする。

#### 13. ベルト

黒か茶の無地のベルトを使用すること。

#### 14. 帽子

着用を認めない。

#### 15. 携帯電話・スマートフォンの取り扱い

- ・校内への持ち込みは、保護者の責任において依頼があった場合に限り、許可する（機種変更した場合は再提出すること）。
- ・許可申請する機種にはフィルタリングサービス（有害サイトアクセス制限）を必ずかけること。
- ・校内では電源を切り、鞆の中（底）に各自が責任を持って保管する。机の中や制服のポケットには入れないこと。
- ・登下校時には、保護者等との連絡以外には使用しないこと。
- ・以下の事例については、2週間校内で預かり、保護者呼び出しのうえ、担任より直接返却する。
  - ①校内での使用が発覚した場合
  - ②電源の切り忘れなどで不注意に鳴ったり、マナーモードによる着信や使用が発覚した場合
  - ③校内での保管場所が、鞆の中（底）ではなく、机の中や制服のポケットであった場合
  - ④無許可での持ち込みが発覚した場合
  - ⑤学校生活の妨げになると判断した場合
- ・試験中（定期考査・模試など）の不正使用や迷惑行為は不正行為とみなし、本校教務規定に則り厳重に対処する。
- ・校内での不正使用が累計3回となった場合および登下校時など校外での不正使用（誹謗中傷、盗撮、なりすましメール等）が発覚した場合は、保護者呼び出しのうえ、許可の取り消しおよび携帯電話やスマートフォンの解約を含め、厳重に対処する。
- ・制服姿、化粧、装身具など規則に反する状態で、本校の生徒として品位を失墜するようなSNSへの投稿は、指導の対象となる。また個人情報（名前・学校名・クラス・クラブなど）が特定できるSNSへの投稿も指導の対象となる。

## 16. その他

- ①ゲーム機やトランプ、ライター、雑誌類など学習に不必要なものを持ってこないこと。
- ②やむを得ず異装をしなければならない場合は、事前に異装届を学級担任に提出すること。

## 生徒心得

### 1. 登下校・遅刻について

- ①8時20分までに登校(正門・北門を通過する)すること。
- ②8時20分以後に登校した者は、遅刻とする。また、各授業時間のみならず、朝礼・終礼や学校行事に遅れたときも遅刻として扱う。遅刻したときは、職員室で遅刻による入室の手続きを行い、入室許可書をもって授業担当者等に提出する。ただし、どの時限についても15分以上遅刻したときは、その時限に入室することはできない。  
学期内および年間を通じて遅刻回数の多い者には、懲戒等の措置がある。
- ③通院、またはその他の理由で遅刻が予測される場合は、保護者から学校へ連絡を入れること。
- ④登校後、下校までの間は、学級担任の許可なく校外へ出てはならない。
- ⑤人に迷惑をかける行為、礼儀に反することにより本校の品位を傷つけるような行為をしてはならない。
- ⑥自転車での通学は、学校の許可を得なくてはならない。通学に自動車、単車などを使用することを禁ずる。
- ⑦下校時刻

中学：自主学習 18時30分

(土曜日は17時00分)

クラブ活動(月・水) 18時00分

高校：自主学習 19時30分

(土曜日は17時00分)

クラブ活動 19時00分

### 2. 欠席・早退・見学等について

- ①欠席する場合、電話その他の方法で、当日の始業時までにはその旨を学級担任に連絡すること。  
〔忌引〕忌引日数は、父母5日以内、祖父母・兄弟姉妹3日以内、伯叔父母・曾祖父母1日とする。
- ②欠席した場合、学校所定の欠席届、または任意の形式で作成したものを登校時に学級担任へ提出すること。なお、病気欠席が1週間以上におよぶ場合は、医師の診断書を添えて学級担任へ提出すること。また、欠席が3日以上にわたると判断される場合は、その旨を事前に学級担任に書面で連絡すること。
- ③登校前に予期されている早退については、早退届を遅滞なく学級担任に提出し、許可を受けること。

- ④登校後やむを得ず早退しなければならない場合は、学級担任の指示に従うこと。この場合、後日登校したときに、必ず早退届を学級担任へ提出すること。
- ⑤遅刻・早退・外出・体育授業見学等の場合は、所定の届を学級担任に提出すること。
- ⑥登校後やむを得ず体育授業見学を行うときは、その旨を学級担任に申し出て、実技担当者に見学届を提出し、その許可を受けること。なお、見学が長期にわたる場合は、医師の診断書を添えること。
- ⑦保健室を利用するときは、必ず学級担任に申し出ること。

### 3. 静 肅

校舎内では静肅を守り、放歌または大声をつつしみ、他の妨げにならないよう注意すること。

### 4. 時間厳守

学校の内外を問わず、いかなる場合にも時間を厳守すること。

### 5. 礼 儀

- ①学内では、登校・下校はもちろん教職員・友人・来校された方に挨拶をすること。
- ②学校への訪問者には、校舎の内外を問わずていねいに挨拶をすること。

### 6. 放課後・休日活動

- ①放課後、クラブ活動その他のため学校に残る場合、特別の許可のない限り下校時刻の30分前にやめ、後片づけをして下校すること。
- ②クラブ活動、生徒会活動のため休日に登校する場合は許可を得ること。ただし、顧問の先生が指導することを条件とする。

### 7. 食 事

- ①食事のときは礼儀作法をよく守り、教室や食堂を汚さないように注意すること。
- ②食堂においてはセルフサービスを励行し、各自が必ず後片づけを行うこと。
- ③食堂の使用規則を守ること。利用時間は昼休みとする。
- ④食堂で販売される飲食物や食堂内の食器類は持ち出さないこと。ただし、パン・ジュース類・弁当・おにぎりは可とする。

### 8. 学 習

- ①授業開始前の音楽により入室し、授業の準備をすること(「ベル着」を厳守すること)。
- ②号令係は授業の開始時に「起立・礼・着席・黙想」の号令をかけ、終了時には「起立・礼」の号令をかけること。
- ③授業中は学習に集中すること。決して妨害となるような行為をしないこと。
- ④自宅では毎日勉強時間を定めて予習・復習をすること。

### 9. 試 験

- ①試験10日前および終了後許可があるまでの一定期間は、職員室へ入室することはできない。
- ②15分以上遅刻した場合、原則として、その時限の試験を受けることができない。
- ③筆記用具以外の所持品は、すべてカバンに入れ椅子の下におくこと。
- ④平素の授業時と同様に「起立・礼・着席・黙想」の号令に従うこと。
- ⑤試験中は私語や鉛筆・消しゴム等の貸し借りをしてはならない。

⑥試験終了のチャイムで鉛筆をおき、後の座席の者が答案を集め終わるまで席を立たずに黙想すること。

⑦不正行為が発覚した場合は、規則に従って懲戒等の措置をとる。

#### 10. 美化整頓

①校内の美化に努めること。

②ゴミは必ずゴミ箱に捨てること。

③机、壁等に落書きをしないこと。

④貴重品の取扱いには十分注意すること。

⑤掃除は毎日割り当てられた班で責任をもって行い、かつ各人が汚さないように注意すること。

⑥掃除道具は大切に取扱い、責任をもって返還し、整頓しておくこと。

#### 11. 施設・設備・器具

①教室・教室内備品(机、椅子)、およびロッカーその他共同で使用しているものは各自が責任をもって取扱い、汚したり壊したりしないように注意すること。

②教室や器具を使用した場合、後片づけ・返還を確実に行うこと。

③印刷室・入試部室へは入室できない。

④施設や器具を汚損したときは学級担任に届け出て、その指示に従うこと。

⑤故意または不注意により施設・器具を汚損した場合は本人が弁償すること。

⑥更衣室の利用に際しては、整理整頓を心掛けるとともに、鍵の管理を徹底すること。

#### 12. 校内の掲示、放送、その他の行動

①ポスター等の掲示や印刷物の配付は、必ず生徒指導部の許可を得て行うこと。

②掲示は所定の場所以外にはしないこと。

③掲示したものを汚損したり無断で取り去ったりしないこと。期限が来たものは許可を受けた時の責任者がこれを取りはずすこと。

④校内放送は、静粛に聞くこと。

⑤校内で資金カンパその他金品の募集をする場合には、あらかじめ校長の許可を受けること。

#### 13. 日直

①日直は始業前に職員室の所定の場所より学級日誌を教室に持って行くこと。

②日直は教室における静粛および整頓について全責任をもつこと。

③日直は授業が終わるたびに黒板をよくふき、黒板消しをクリーナーできれいにしておくこと。

④日直は体育等の授業時の戸締り・消灯に注意すること。

⑤日直は学級日誌を忘れず詳細に書き、学級担任に提出すること。

#### 14. その他

①校外においても本校生徒としての自覚をもって責任ある行動をとること。

②外出する場合は行く先・用件等を保護者に告げ、その了解を得ること。夜間の外出はしないこと。

③高校生のアルバイトについては、保護者からの届け出にもとづき、検討のうえ許可することがある。中学生のアルバイトはこれを厳に禁止する。

- ④下校時の娯楽場、遊技場および飲食店への寄り道は禁止する。
- ⑤校外における事故も直ちに学校へ連絡すること。
- ⑥頭髪については、くせ毛等頭髪に事情がある場合は、入学時に学級担任に申し出ること。注意・指導を受けた場合は、直ちに改善すること。改善せずに登校した場合は、即下校させることがある。
- ⑦学校生活において不必要なものは学校内に持ち込まないこと。携帯電話は、学内では電源を切り、カバンに入れておくこと。また、学内での使用は禁止する。

## 15. 単車について

生徒は本校の単車についての方針・手続き等を十分理解し、これを厳守しなければならない。

### (1)免許取得について

- ①許可制である。申請理由によっては許可しない場合がある。
- ②保護者が直接申請すること(学校所定の申請書を提出すること)。場合によっては誓約書等の提出を求めることがある。
- ③取得対象は原動機付自転車免許(50cc以下)に限る。これ以外の免許取得はできない。
- ④受験は学校の休業日に限る。学校を休んで受験したり、交付を受けたりすることは厳禁である。
- ⑤取得した免許証は学級担任、生徒指導部担当教員等から提出を求めることがある。

### (2)単車の購入について

- ①上記「免許取得」手続きを不足なく終了した者に限る。
- ②原動機付自転車(50cc以下)に限る。

### (3)乗車・使用について

- ①いかなる理由であっても通学に使用してはならない(休暇中の登校、また自宅から最寄りの駅までの使用も厳禁である)。
- ②事故(程度の軽重にかかわらず)にあった場合、事故を起こした場合、道路交通法に違反する行為を行った場合は、直ちに学級担任や生徒指導部担当教員に連絡しなければならない。
- ③二人乗り(単車の後席に乗ること・乗せること)は禁止する。
- ④単車の貸し借りや保護者の承諾なしの売買はこれを禁ずる。

## 16. 天災・交通機関運行停止時の授業措置について

- (1)暴風警報、大雪警報、危険警報(レベル4)または特別警報(レベル5)が、大阪市、東部大阪、山城中部のいずれかに発令された場合は、授業・学校行事等は行わず、自宅学習とする。
- (2)京阪電車の本線または交野線が運行を停止している場合も、授業・学校行事等は行わず、自宅学習とする。
- (3)ただし、(1)(2)の事態が早期に解除になったとき(大阪市、東部大阪、山城中部の暴風警報、大雪警報、危険警報(レベル4)または特別警報(レベル5)が解除されたとき、あるいは京阪電車が運行を開始したとき)は、次の方法により授業を行う。
  - ①7時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行う(8時20分までに登校)。

- ②9時00分までに解除されたときは、第3限より授業を行う（10時20分までに登校）。
- ③9時00分を過ぎて解除されないときは、終日休校とする。
- ④授業が午前中の場合は、7時00分までに解除されなければ終日休校とする。
- (4)大阪市、東部大阪、山城中部を除く地域に暴風警報、大雪警報、危険警報（レベル4）または特別警報（レベル5）が発令された場合は、平常どおり授業を行う。生徒は可能なかぎり登校すること。ただし、居住地域の状況から登校が困難な場合には、保護者の判断により無理をして登校しなくてもよい。保護者の判断により、登校を見合わせる場合は、学校へ連絡をすること。
- (5)定期考査に関しては、7時00分現在、上記の警報発令中、または京阪電車の運行が再開されないときには終日休校とする。その場合、当日の考査科目は原則として最終日の翌日に実施する。
- (6)地震等の災害発生時は、安全を第一に考え、居住地域の状況から登校が困難な場合には保護者の判断により無理をして登校しなくてもよい。保護者の判断により、登校を見合わせる場合は、学校へ連絡をすること。
- (7)登校前にJアラートなどを通じて緊急情報が大阪府に発信された場合は、自宅待機とする。なお、自宅待機は、その後「弾道ミサイルが日本の領域外の海域に落下したとの情報」や「日本上空を通過したとの情報」が発信され、安全の確保ができるまでとする。また、大阪府外にJアラートが発信された場合、対象地域に居住する生徒も同様とする。安全の確保ができ次第、登校すること。生徒ならびに教職員の安全確認ができ、体制が整い次第、授業を開始する。